

(仮称) びっくり市名取店の届出概要について
(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社野川食肉食品センター
- 2 届出年月日 令和5年8月23日
- 3 店舗の名称 (仮称) びっくり市名取店
- 4 店舗設置者 株式会社野川食肉食品センター 代表取締役 野川 喜弘
山形県天童市万代1番2号
- 5 店舗所在地 名取市飯野坂字南沖12外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社野川食肉食品センター	1, 331 m ²	食肉、食品及び酒類
計	1, 331 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年4月24日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 136 台 (指針による必要台数: 51台)
- (2) 駐輪場の収容台数 44 台 (指針による参考台数: 38台)
- (3) 荷さばき施設の面積 70.00 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 46.20 m³ (指針による必要容量: 6.24 m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午後9時まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
- ・公告年月日 令和5年9月8日
 - ・縦覧期間 公告の日から令和6年1月9日まで (公告の日から4か月間)
 - ・地元説明会 令和5年10月5日
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和5年11月17日
 - ・市町村等からの意見書提出期限 令和6年1月9日 (公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限 令和6年4月23日 (届出の日から8か月以内)